



第七章 築港利用状況

第一節 集散貨物増加の趨勢

第一款 出入貨物累年比較

大阪港出入船舶及集散貨物の状況に就ては前章に於て略ぼ之を悉したるも、更に其中心たるべき築港利用の趨勢を明かにするため、茲に重ねて築港集散貨物の累年比較に關する詳細なる統計を掲げて其利用状況を詳説する處あらんぞす。

明治四十二年以前に關しては精確なる統計を以て之を省畧し、最近五ヶ年間の調査によれば明治四十三年には内外貿易海運集散貨物は數量八十萬六千餘噸なりしも、翌四十四年には大阪税關輸入部の移轉、櫻島船車連絡設備の改善等により三割五分を増加して百八萬七千噸を算し、大正元年は更らに百五十九萬一千噸に躍進し、越えて大正二年には百七十八萬六千噸に激増したるが、大正三年には歐洲戰亂及日獨戰爭の影響を受け一頓挫を來せるも尙百七十一萬一千噸を算し前年に比し僅かに七萬五千噸を減退せるに過ぎず、但軍需品の輸出入は軍機其他の關係上除外せるを以て若し之を加算する時は却て増進したる結果を見る可きなり、然れども如上の數字に依るも既往五箇年間に於て十一割を増進したる次第にて就中入貨は三倍に垂んとするの盛況を呈せり、是を貿易別に看する時は外國貿易の増進尤も著しく、輸出は約倍額に過ぎざるも輸入は實に七倍の多きに達したり、殊に大正三年の如きは一般外國貿易減退の傾向あるに拘はらず築港にありては却て増加したるを見るなり、内地貿易も亦出貨約五割入貨約九割を増加せり、特に朝鮮移出のみ五ヶ年間一盛一衰殆ど同一線を上下せるも、是は鐵道連絡輸送の影響を受けたるものなる可く、移入は約倍額に達せり。

如斯く出入貨物の急激なる増加は出入船舶の増進と相俟て本邦諸港中蓋し其比儔を見ざる所なるべし、思ふに從來の船舶碇泊場たりし各河川の利用は既に其極度に達し殊に其主要河港たる安治川にありて尤も酷しきものと、且つ近時船型増大の傾向は小規模の河港を利用する能はざるに至りたる結果、漸次築港に移動し來るの趨勢を馴致したるものなるべし加之築港に於ける海

陸諸般の設備の進捗は從來神戸港に於て荷役せる船舶をして直接大阪に向航し来るに至らしめたるもの又重大原因なりとす、五箇年間各貿易貨物数量増進の趨勢及最近三ヶ年間に於ける主要貨物出數量を擧ぐれば左の如し。

築港出入貨物五ヶ年間對照表

品名	明治四十三年		大正元年		大正二年		大正三年		計
	内國	外國	内國	外國	内國	外國	内國	外國	
米	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	8,611,666
豆	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
雜穀	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
砂糖	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
和酒	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
煙草	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
果實	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
石材	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
礦物	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
木材	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
其他	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
計	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666

築港出入貨物種類別三ヶ年對照表

品名	大正三年		大正二年		大正元年		計
	内國	外國	内國	外國	内國	外國	
米	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	8,611,666
豆	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
雜穀	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
砂糖	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
和酒	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
煙草	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
果實	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
石材	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
礦物	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
木材	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
其他	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
計	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666

第二款 船車連絡貨物

臨港鐵道本線未だ敷設せられざる爲め、現在にありては船車連絡貨物としては櫻島に於ける西成線に接続するものを擧げ得るに過ぎず、然れども同地域は海岸線短小にして且つ安治川河口を隔て、埠頭地と連絡の便なきを以て素より多きを期待する能はざるなり。

櫻島に於ける集散貨物は明治四十三年(鐵道天保山驛閉鎖櫻島驛開始當年)に於ては出入二十三萬六千噸にして内鐵道連絡は一割三分強三萬噸なりしが翌四十四年には同出入貨物二十九萬噸内鐵道連絡二割一分六萬二千噸に達し爾來設備の進捗に伴ひ逐年増加して大正三年には同地集散貨物六十四萬五千噸、内海運より鐵道に連絡せしもの二十三萬六千噸、鐵道より海運に接続せるもの一萬九千噸、計二十五萬五千噸を算するの盛況を呈するに至れり、而して是等出入状態を見るに汽船にありては發送七倍弱到着七割を各増加し、帆船船にありては發送は漸次遞減して二割餘を減退したるも、到着は七割餘を増加せり、如斯同地域の利用は比年堅實なる發達を示せり。

左に最近五ヶ年間櫻島海陸集散貨物比較表及大正三年中同地集散主要貨物の輸送系路表を掲ぐ、

櫻島集散貨物年次表

品名	大正三年		大正二年		大正元年		計
	内國	外國	内國	外國	内國	外國	
米	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	8,611,666
豆	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
雜穀	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
砂糖	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
和酒	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
煙草	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
果實	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
石材	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
礦物	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
木材	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
其他	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666
計	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666	1,133,666

年	運送				運着			
	汽船	帆船	計	其他	汽船	帆船	計	其他
明治四十三年	九,三〇〇	八,〇〇〇	一七,三〇〇	—	二,八〇〇	九,〇〇〇	一一,八〇〇	—
全四十四年	八,九〇〇	六,〇〇〇	一四,九〇〇	—	二,五〇〇	八,〇〇〇	一〇,五〇〇	—
大正元年	九,五〇〇	四,五〇〇	一四,〇〇〇	—	二,〇〇〇	七,〇〇〇	—	—
全二年	三,五〇〇	六,〇〇〇	九,五〇〇	—	一,〇〇〇	五,〇〇〇	—	—
全三年	一四,九〇〇	六,八〇〇	二一,七〇〇	—	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

大正櫻島集散貨物輸送経路表

品名	運送				運着			
	汽船	帆船	計	其他	汽船	帆船	計	其他
煤	—	—	—	—	—	—	—	—
煙草	—	—	—	—	—	—	—	—
酒	—	—	—	—	—	—	—	—
和	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭	—	—	—	—	—	—	—	—
礦物炭	—	—	—	—	—	—	—	—
石	—	—	—	—	—	—	—	—
木	—	—	—	—	—	—	—	—
棉花	—	—	—	—	—	—	—	—
棉	—	—	—	—	—	—	—	—
棉	—	—	—	—	—	—	—	—
菜	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵	—	—	—	—	—	—	—	—
金	—	—	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—	—	—
石	—	—	—	—	—	—	—	—
石灰(火山灰チ含ム)	—	—	—	—	—	—	—	—

品名	明治四十四年		大正元年		大正二年		大正三年	
	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出
煉瓦	—	—	—	—	—	—	—	—
人造肥料	—	—	—	—	—	—	—	—
魚肥豆粕肥料	—	—	—	—	—	—	—	—
繩	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵	—	—	—	—	—	—	—	—
和洋紙	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

第三款 倉庫及上屋出入貨物

一埠頭所在税關輸入上屋 明治四十四年四月一日大阪税關輸入部築港埠頭地に移轉せられ、市有上屋を以て輸入貨物の陸揚装置場に指定せられたり、爾來市は無償にて上屋の使用を許可し出入貨物に對し便宜を與へたる結果、輸入貨物の増加せると共に一面長時日に亘る滞貨を生ずるに至りたるを以て、市は保税地域使用規程を制定し、大正二年十月以降輕微なる使用料金を課する事となれり、開設以來の出入貨物左の如し。

築港埠頭所在税關輸入上屋出入貨物四箇年對照表

品名	明治四十四年		大正元年		大正二年		大正三年	
	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出
穀物及種子	—	—	—	—	—	—	—	—
砂糖	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食物	—	—	—	—	—	—	—	—
牛皮及水牛皮	—	—	—	—	—	—	—	—

品名	明治四十四年		大正元年		大正二年		大正三年	
	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出
其他皮類	三三	三三	六三	五三	二〇	二〇	六六	六六
獸骨類	一三三	一三三	七五	七五	七三	七三	一六三	一六三
藥材	一、六六	一、六六	七六	七六	三〇	三〇	一、九三	一、九三
油脂及蠟	一、五九	一、五九	一、〇六	一、〇六	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
漆	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
棉花	五、三三	五、三三	一〇	一〇	三三	三三	三三	三三
麻苧類	八、二四	八、二四	二、〇〇	二、〇〇	三三	三三	三三	三三
紙類	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三
布帛及同製品	五、七三	五、七三	五、七三	五、七三	五、七三	五、七三	五、七三	五、七三
礦物及礦石	八、九〇	八、九〇	八、九〇	八、九〇	八、九〇	八、九〇	八、九〇	八、九〇
金屬製品	二、九三	二、九三	二、九三	二、九三	二、九三	二、九三	二、九三	二、九三
玻璃及陶磁器	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三	四、七三
機械類	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七
木材類	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
雜貨	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇
合計	四三、〇〇	四三、〇〇	四三、〇〇	四三、〇〇	四三、〇〇	四三、〇〇	四三、〇〇	四三、〇〇

二其他上屋及倉庫出入貨物 其他埠頭地所在倉庫に出入せる貨物も逐年遞増して大正三年には四萬七千噸を算せり、其主なるは麻苧及同製品、木材、軸木、燐礦石及海産物等にして、尙最近私設倉庫の建設せらるゝあり、公私特許假置場の設置せらるゝあり、埠頭埋立地出入貨物漸く活況を呈せんとす、最近三箇年間の出入貨物數量左の如し。

築港埠頭倉庫出入貨物年次表

大正元年	一四、九四五	一四、五二五
同二年	二〇、三八三	一四、九〇〇
同三年	二六、八二〇	二二、一一〇

又櫻島にある倉庫及上屋に出入せるもの亦多し、而して上屋の一部は明治四十一年十一月大阪税關櫻島出張所設置以來輸出入貨物藏置場として無償にて税關に提供したるが、保税地域使用規程の制定と共に料金を課すると、なりしも、出入貨物は累年増加して低止する處なく客年輸出入貨物藏置場を増設せり、出入貨物の主なるものは棉花及鐵材等なり、櫻島所在倉庫及上屋出入貨物數量左の如し。

櫻島所在倉庫上屋出入貨物數量年次表

品名	大正元年		大正二年		大正三年	
	搬入	搬出	搬入	搬出	搬入	搬出
合計	一三、一六三	七、六三三	二〇、七九六	三三、六三九	三六、〇〇二	六七、〇〇二
全	一四、五六六	一四、八九六	二九、四六二	四二、五八三	四二、二五一	八四、八三四
全	二一、三二五	一八、〇一六	三九、三四一	六七、八二一	六七、〇三六	一三四、八六七

第二節 各種設備及其利用

一 繫船浮標 港内碇繋場として港口を距る千三百五十間の地点即ち大棧橋の南側に一定の區劃を定め、明治三十八年十月六個の繫船浮標を設置せしを始め、漸次増加現在にありては大棧橋の南方に十三個櫻島附近に三個併せて十六個を設置し、外に大棧橋兩側に各一個の網取浮標を有し、一般船舶に無償にて使用せしめつゝあり、其繫船々船左の如し。

繫船浮標繫留汽船年次表

年次	汽船艘數	登簿噸數	繫留延時間	年次	汽船艘數	登簿噸數	繫留延時間
明治三十九年	一五五	一五三,四八噸	二,七四時	全四十四年	一六六	三二七,一五噸	九,三六時
全四十年	三三四	二四六,五五噸	一四,〇六時	大正元年	一九	三,二一噸	一,〇六時
全四十一年	一八五	一〇〇,〇七噸	八,六五時	全二年	六	七,六三噸	二,六三時
全四十二年	一八八	三三,三六噸	七,四三時	全三年	七	一,一五噸	三,二八時
全四十二年	一七	二二,〇六噸	八,九八時				

二 棧橋 埠頭地に大小二個櫻島に三個を有し、其繫船間口延長七百十間を算す。

▲大棧橋 埠頭大棧橋は橋上に鐵骨上屋一棟あり、繫船間口五百間を有し、同時に六七千噸級の汽船六艘を維繫するに足る、本棧橋は從來多くの使用を見ざりしも、大正二年橋上に貨物電車の運轉を開始せる以來定期船の繫留するもの俄に増加し、大正三年中の維繫船舶六百三十二艘に達するに至れり。

大棧橋維繫汽船年次表

年次	汽船艘數	登簿噸數	維繫延時間	年次	汽船艘數	登簿噸數	維繫延時間
明治三十七年	一〇九	二七,三五噸	二,九六時	全三十九年	一八	一四,〇四噸	六,八時
全三十八年	六	三,八四噸	三,〇四時	全四十年	四八	三三,九三噸	八,七時

年次	汽船艘數	登簿噸數	維繫延時間	年次	汽船艘數	登簿噸數	維繫延時間
全四十一年	三	四,八八噸	一,三三時	大正元年	三	三,九四噸	一,三三時
全四十二年	一三	一,六二噸	六,六時	全二年	三	三,九四噸	一,三三時
全四十三年	一〇	三,四一噸	八,八時	全三年	三	五,九三噸	一,三三時
全四十四年	四	三,一五噸	六,〇四時				

▲櫻島棧橋 第一第二棧橋は各繫船間口四十五間を有し兩棧橋の間隔二十五間あり、本棧橋は現今唯一の海陸連絡地点に當れるを以て、棉花其他の輸入貿易貨物并に上屋倉庫搬出入鐵類、セメント、和洋紙、人造肥料等の荷役に使用せらる、然れども近時維繫荷役を開始せる五六千噸級の孟買船の如きは、船体長大にして全船口を使用し能はざるを以て目下第二號棧橋の延長工事中なり。

櫻島棧橋維繫汽船年次表

年次	汽船艘數	登簿噸數	維繫延時間	年次	汽船艘數	登簿噸數	繫留延時間
明治四十一年	二	二,六三噸	二,二時	大正元年	五	三,五八噸	一,〇時
全四十二年	三	三,七,一〇噸	一,三三時	全二年	六	一〇,七〇噸	一,一三時
全四十三年	三	二,八四噸	二,五六時	全三年	三	三,六九噸	一,一三時
全四十四年	四	三,〇,〇九噸	二,一〇時				

▲小棧橋 埠頭丁字小棧橋は大棧橋を距る北六十間にあり、繫船間口十七間半を有し小蒸汽船及通船の碇繋場たり。
 ▲片棧橋 櫻島棧橋の東方にありて護岸に併行し繫船間口百三間を有す、帆船船常に幅狭せり。
 因に各棧橋の使用に對しては港灣利用上無償にて任意使用せしめつゝあり。
 三 繫船護岸 埠頭地大棧橋兩側安治川南岸及櫻島方面の一部を併せ總延長八百二十六間を有す。
 ▲埠頭大棧橋基点左右護岸 延長四百間を有し沿岸倉庫出入貨物の荷役に使用せらるゝと共に、船舶との交通路として通船の繫留場たり。

▲安治川南岸護岸 延長百九十五間餘を有し後方に於ける上屋と共に外國貿易貨物の利用に供し居れるが、輸入貨物通關の爲め船幅最も著し。

▲櫻島護岸 延長二百三十一間にして専ら船荷役に使用せらる。

▲四起重機配置 安治川南岸繫船岸壁上一噸半揚起重機二基、櫻島片棧橋上に同一基を配置して普通貨物の積卸請求に應じ、特種重量品の荷役に對しては十噸揚起重機艇を以て之に充つ、從來無料にて使用せしめしも大正二年十二月本市起重機使用規程を制定し料金を徴する事となり、其使用料金は一噸半起重機一時間毎に金壹圓、十噸起重機同金五圓なり。

▲五倉庫及上屋 築港に於ける市の上屋六棟四千五百八十九坪倉庫十一棟五千四十一坪を有し、内税關貨物の置場に充てたるもの、外は之を會社鐵道院等に賃貸せり。

▲埠頭地倉庫及上屋 大棧橋左右繫船護岸に面せる倉庫は北より數へて第一號より第六號に及ぶ、内第一號は市設假置場に第三號は保稅地域に、其他の四棟は東京倉庫會社に賃貸せり、又安治川尻南岸繫船護岸に沿へる上屋一棟一千二百坪を四區に分ち、東より數へて第一第二號は東京倉庫會社に賃貸し、第三第四號は保稅地域に充つ、其他大棧橋上の一棟は旅客の乗降手荷物の積卸に使用せられ、三號倉庫後方の吹拔上屋は目下周壁取附中にて、竣成の上は倉庫會社に賃貸利用せしむる豫定なり、尙安治川尻左岸上屋の下岸に近く三百坪の上屋一棟を建設し、保稅地域貨物置場に充つる筈なり。

▲櫻島倉庫及上屋 櫻島第一號棧橋の後方に於ける第一號上屋は東京倉庫及鐵道院に分割賃貸し、同第二號棧橋後方の第二號上屋及片棧橋に沿へる第三號上屋は保稅地域貨物置場に充つ、倉庫は第一號上屋後方の分は東京倉庫に、第二號上屋後方の分は鐵道院(鐵道院は更に大倉會社に賃貸せり)に賃貸せり。

是等櫻島所在倉庫上屋は鐵道引込線との連絡完全なるを以て貨物の出入甚だ活潑なり尙近く第二號棧橋の延長工事成るに伴ひ其後方に上屋一棟(五百四十坪)を増築する豫定なり。

▲南恩賀島町地先倉庫 南恩賀島町地先埋立地なる元ブロッキャード附屬倉庫三棟は櫻セメント會社に賃貸し、同社工場及製品貯藏所たり。

▲私設上屋及倉庫 以上の外近年私設會社及運送業者等にて上屋及倉庫を建設し若くは企畫せるもの尠ならず、即ち住友倉庫は埠頭地第一第二號倉庫の後方に上屋二棟千二百坪倉庫一棟二百坪を、是則運送店は安治川尻南岸上屋の後方に倉庫二棟二百四十一坪を各建設せり、住友倉庫の如きは尙千數百坪の増築工事中なり。

市設上屋倉庫利用表

(大正四年四月現在)

所在地	上屋倉庫別	名稱	棟數	坪數	利用方法
埠頭安治川南岸	上屋	第一號上屋	一	二九〇	東京倉庫會社へ賃貸
埠頭第三號倉庫東側	上屋	第二號上屋	一	二九〇	保稅地城
大橋橋上	上屋	第三號上屋	一	二九〇	保稅地城
櫻島第一號棧橋後方	上屋	櫻島第一號上屋	一	三〇〇	未使用
全 第二號棧橋後方	上屋	櫻島第二號上屋	一	四二五	一棧貨客用
全 片棧橋後方	上屋	櫻島第三號上屋	一	七九二	二六四坪 鐵道院へ賃貸
埠頭大棧橋北側	倉庫	第一號倉庫	一	七九二	五二八坪 東京倉庫へ賃貸
全	倉庫	第二號倉庫	一	一〇八〇	全
全	倉庫	第三號倉庫	一	五〇四	假置場
全	倉庫	第四號倉庫	一	三七四	東京倉庫へ賃貸
全	倉庫	第五號倉庫	一	三七四	保稅地城
全	倉庫	第六號倉庫	一	五〇四	東京倉庫會社へ賃貸
埠頭大棧橋南側	倉庫	全	一	五〇四	全
櫻島第一號上屋後方	倉庫	全	一	六九三	鐵道院へ賃貸
櫻島第二號上屋後方	倉庫	全	一	六九三	(全) 院ヨリ大阪倉庫會社へ賃貸
南恩賀島町地先	倉庫	全	一	八九一	櫻セメント會社へ賃貸
元ブロッキャード製造場	倉庫	全	一	八九一	櫻セメント會社へ賃貸
計	倉庫	計	一七	四、五八九	
	上屋	計	一	五、〇四一	
	倉庫	計	一七	九、六三〇	

備考 埠頭地に於て東京倉庫會社へ賃貸の上屋及倉庫は從前非上倉庫にて使用し居りしが大正三年七月井上倉庫は之れを東京倉庫會社に讓渡せり

附 錄
大 阪 港 諸 規 則

附 錄

大 阪 港 諸 規 則

一 築港出入船舶注意事項

一般海事ニ關スル法規及大阪府令ニ依ル、後項掲載ノ水路取締規則并ニ汽船航運營業取締規則ヲ遵守スベキハ謂フヲ俟タサルモ、本港ハ未ダ港務部ノ設置無キヲ以テ
 檢疫其他港内取締ニ關スル事項ハ水上警察署ノ管轄ニ屬シ、海外諸港及臺灣樺太等ヨリ來航セル船舶ニ對シテハ、海港檢疫法第五條ニヨル處置ヲナシ又特ニ内務省令
 ヲ以テ傳染病流行地ト指定セラレタル地方ヲ發シ、若クハ經由シ來リタル船舶ニ對シ船舶檢疫ヲ施行ス、
 錨地ノ指定ニ關シテハ、大阪市役所港務部ハ工事ニ支障無キ範圍ニ於テ、便宜上之ヲ指定スルコト、ナリ居レリ、
 注意事項左ノ如シ

- 一 入港後六時以内ニ船長ヨリ左ノ事項ヲ便宜港務部ニ届出ル事
 - 船舶ノ名稱、所有者名、登壇噸數、仕出港、搭載貨物ノ仕出地及仕向地、品名數量、乗客人員(男女別)、乗組海員、
 豫定滞留日數、
 - 二 棧橋ニ繫留セントスルトキハ、豫メ港務部ニ就キ場所ノ指定ヲ受ケ、船首ヲ橋頭ニ向ケ船舶ノ長サ一倍半ノ距離ニ投錨スルコト、
 出港ノ際ハ出港時刻六時間前ニ、船長ヨリ左ノ事項ヲ港務部ニ届出ルコト、
 - 三 出港時刻、搭載貨物ノ仕出地、仕向地、品名數量、乗客人員(男女別)、仕向港、
 入港中ハ灰燼、塵芥等ヲ港中ニ投棄セサル事ハ勿論、築港工事ニ障礙ヲ爲ササル様注意スルコト、
 尙棧橋ヲ使用セントスルトキハ、船長ヨリ船名、登壇噸數、船ノ長サ、吃水、繫留期間等ヲ記入セル願書ヲ、繫船浮標ヲ使用セントスル場合ハ船名、船主、使用期間ヲ
 記入セル願書ヲ港務部ニ提出スベシ、
- 大阪築港入港船舶特定信號左ノ如シ
 - 一 大阪築港々内ヲ内港外港ニ大別シ更ニ各二區ニ別チ安治川口附近ヲ櫻島泊船場ト稱ス
 - 二 入港船舶ニ對シテハ大棧橋先端ニ設置セル信號所(高標柱五十四尺)ニ於テ錨泊、浮標繫留、棧橋及棧橋繫船場附近潮流方向ノ特定信號ヲナス
 (A) 錨泊信號ハ第一表ニヨリ、錨泊區域浮標繫留信號ハ第二表ニヨリ繫留スヘキ浮標番號ヲ 標柱標架ノ一端ニ掲ケ、受信船舶ノ船名符字ヲ他ノ一端ニ示ス
 (B) 棧橋繫留信號ハ標柱標架ノ兩端ニ第三、第四表ニヨリ棧橋ニ於ケル繫船場所及全所ノ潮流方向ヲ示シ中央ニ受信船舶ノ船名符字ヲ掲揚ス
 - 三 受信船舶ハ全機ノ信號ヲ掲ゲテ回答旗ニ代フルモノトス
 - 四 特定信號ニ規定セサル信號ハ凡テ萬國信號法ニ據ル

(第一表)

信號種類	同 上 解 釋	錨 泊 信 號	信號種類	同 上 解 釋
O A	外港一區ニ適宜投錨スベシ	O C	外港二區ニ適宜投錨スベシ	
O B	外港二區極西部(危險物積卸並ニ搭載船舶錨泊所)ニ投錨スベシ	O D	外港第一區極西部(傳染病患者搭載船舶錨泊所)ニ投錨スベシ	

II I 内港一區ニ適宜投錨スベシ
II B 内港二區ニ適宜投錨スベシ
A R 安治川河口(櫻島泊船場)ニ適宜投錨スベシ

(第二表) 浮標繫留信號

信號種類	同 上 解 釋	信號種類	同 上 解 釋
S	南一號ニ繫留スベシ	S	南十號ニ繫留スベシ
S	南二號ニ繫留スベシ	S	南十一號ニ繫留スベシ
S	南三號ニ繫留スベシ	S	南十二號ニ繫留スベシ
S	南四號ニ繫留スベシ	S	南十三號ニ繫留スベシ
S	南五號ニ繫留スベシ	S	南十四號ニ繫留スベシ
S	南六號ニ繫留スベシ	S	南十五號ニ繫留スベシ
S	南七號ニ繫留スベシ	S	南十六號ニ繫留スベシ
S	南八號ニ繫留スベシ	S	北一號ニ繫留スベシ
S	南九號ニ繫留スベシ	S	北二號ニ繫留スベシ

(第三表) 棧橋繫留場所信號

信號種類	同 上 解 釋	信號種類	同 上 解 釋
A	大棧橋Aノ位置ニ繫留スベシ	E	大棧橋Eノ位置ニ繫留スベシ
B	Bノ位置ニ繫留スベシ	F	Fノ位置ニ繫留スベシ
C	Cノ位置ニ繫留スベシ	G	櫻島上流棧橋ニ繫留スベシ
D	Dノ位置ニ繫留スベシ	H	櫻島下流棧橋ニ繫留スベシ

(第四表) 潮流方向信號

信號種類	同 上 解 釋	信號種類	同 上 解 釋
青色三角旗	南方ニ流ル	赤色三角旗	北方ニ流ル
白色三角旗	停潮ヲ示ス		

二 起重機使用規程 (大正二年二月六日 大阪市告示第一〇六號)

第一條 起重機ヲ使用セントスル者ハ市長ノ承認ヲ受ケルベシ
 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納付スベシ
 一 蒸氣起重機
 揚力 一噸半迄 一臺 一時間迄毎ニ 金 壹圓
 同 十噸迄 同 同 金 五圓
 第三條 起重機ヲ使用シテ積卸ヲ爲ス貨物ノ重量ハ起重機揚力定限以内ノモノニ限ル

三 市設保税地域使用規程 (大正三年十月二十三日大阪市告示第九四號)

前項ノ制限ヲ越ニル重量品ヲ積卸シタル爲起重機ニ損害ヲ與ヘタルトキハ借主ハ市長ノ定メタル損害額ヲ賠償スベシ
 第四條 本市ハ起重機使用中貨物ニ生ジタル損害ニ付賠償ノ責任任ゼズ
 第一條 本規程ニ於テ保税地域トハ築港埠頭埋立地及櫻島町地先埋立地ノ内輸出入貨物陸揚揚積ノ場所トシテ稅關ノ指定ヲ受ケタル地域ヲ謂フ
 第二條 保税地域ヲ使用セムトスルモノハ所定ノ様式ニヨリ本市ニ申告スベシ
 第三條 保税地域ヲ一時使用スルモノハ左ノ區分ニヨリ料金ヲ納ムベシ
 一 鐵、鋼(リボンヲ除ク)銅、鉛、錫、亞鉛、水銀、眞鍮、黃銅、包裝セザル金屬、金屬製品、鑛類及礦石類 重量一千斤迄毎ニ金五圓
 二 前號以外ノ貨物 容積二十立方尺迄毎ニ金五圓
 同一包裝内ニ前項第一號及第二號ノ貨物ヲ混入セルモノハ容積ニヨリ料金ヲ算定ス
 貨物ノ重量及容積ノ計算ハ其貨物ノ包裝ヲ加算ス
 容積ニヨリ料金ヲ徵收スベキ貨物ニシテ其容積ノ測定シ難キモノハ重量一千斤ヲ以テ容積二十立方尺ニ換算ス
 本條ノ貨物ヲ保税地域ニ搬入ノ日及保税地域ヨリ搬出ノ日ハ料金徵收ノ日數ニ算入セズ
 第四條 保税地域内ヲ專用スルモノハ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納ムベシ
 一 安治川尻南岸第三號第四號上屋櫻島第三號上屋 一坪迄毎ニ 一箇月 金參拾五錢
 二 前號以外上屋倉庫及土地 一坪迄毎ニ 一箇月 金貳拾錢
 第五條 第三條ノ料金ハ貨物搬出ノ際納付シ第四條ノ料金ハ一箇月毎ニ之ヲ前納スベシ
 第六條 輸出移出ノ貨物關稅定率法第七條第一號第二號ノ物品及旅客ノ携帶セル器具ニ對シテハ料金ヲ徵收セズ
 第七條 保税地域ニ設置スル貨物ノ損害ニ關シテハ市ハ賠償ノ責任任ゼズ

四 市設假置場使用規程 (大正三年十一月十三日 大阪市告示第十一號)

第一條 市設假置場ニ設置スベキ貨物ハ外國貨物ニシテ改装仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スヘキモノ及之カ爲ニ必要ナル内國貨物トス
 左ニ掲ケル物品ハ假置場ニ設置スルコトヲ得ス
 一 巨大ナルモノ
 二 損傷腐敗セルモノ又ハ損傷腐敗シ易キモノ
 三 發火質燃燒質又ハ爆發質ノモノ
 四 建物又ハ貨物ヲ汚損スヘキモノ
 五 動物及植物
 六 不潔物
 第二條 市設假置場ニ貨物ヲ移入セムトスル者ハ外國貨物ニ付テハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及設置ノ目的、内國貨物ニ付テハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ本市ニ申告スヘシ

第三條 貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲サムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及手入ノ種類並ニ之ニ使用スル内國貨物ノ記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記シタル文書ヲ以テ本市ニ申告スベシ

前項ノ手入ヲ終リタルトキ亦同シ

第四條 市設假置場ヨリ貨物ヲ移出セムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テ本市ニ申告スベシ

第五條 市設假置場ヲ使用スル者ハ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納付スベシ

一 鐵、鋼(リボンナ除ク)銅、鉛、錫、鋅、水銀、真鍮、黃銅、包裝セサル金屬、金屬製品、鑄物及礦石類
重量五十斤迄毎二箇月金五圓
容積一立方尺迄毎二箇月金五圓
面積一坪迄毎二箇月金貳拾錢

二 前號以外ノ貨物

三 土地又ハ建物ヲ專用スルトキ
同一包裝内ニ前項第一號及第二號ノ貨物ヲ混入セルモノハ容積ニ依リ料金ヲ算定ス
貨物ノ重量及容積ノ計算ハ其ノ貨物ノ包裝ヲ加算ス
容積ニ依リ料金ヲ徵收スヘキ貨物ニシテ其ノ容積ノ測定シ難キモノハ重量五十斤ヲ以テ容積一立方尺ニ換算ス

第六條 一箇月未満ノ料金ハ十五日迄ハ半箇月分ヲ十五日ヲ超ユルトキハ一箇月分ヲ徵收ス但シ前條第三號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 第五條第一號及第二號ノ料金ハ貨物移出ノトキ之ヲ納付シ同條第三號ノ料金ハ一箇月毎ニ之ヲ前納スベシ、既納ノ料金ハ之ヲ還付セス

第八條 市設假置場ニ於テ貨物ノ出入運搬手入其ノ他ノ作業ニ從事スル者ハ本市ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 本市ハ藏置貨物ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任セス

五 手荷物電車關係規則

一、大正二年五月十二日大阪市告示第四十一號

一、手荷物運送料 壹圓ニ付金五錢

二、手荷物保管料 到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ヲ増ス毎ニ壹圓ニ付金五錢

三、手荷物蒐集料 壹圓ニ付金五錢

四、手荷物運送料 壹圓ニ付金五錢

損傷ノ虞アルモノ又ハ荷送人ヨリ特ニ易損品扱ヲ以テ運送方ヲ請求シタル手荷物ノ運送料、保管料、蒐集料及配送料ハ前各號料金ノ二倍トス

二、右取扱手續(電氣鐵道部建第一一號)

第一條 手荷物ノ取扱方ハ其重量ノ如何ニ拘ラズ總テ個數ニ依ル

第二條 左ニ掲グル物件ハ手荷物トシテ之ヲ取扱ハズ
火藥、劇藥、摺附木、燐寸、各種油、生石灰等ノ危險品、各種動物、貴重品及他ノ手荷物ニ損害ヲ與フル虞アル物並ニ二十尺以上ノ長尺物

第三條 手荷物一個ノ重量ハ十六貫匁其容積ハ二十立方尺ヲ限度トス
前項容積ヲ計ルニハ其中、厚、長トモ各其最長ノ部分ヲ曲尺ヲ以テ測定ス

第四條 紙細工、陶器、磁器、漆器、造花、硝子器、硝子箱、硝子其他損傷ノ虞アル物件又ハ荷主ヨリ易損品扱ヲ以テ運送方ヲ依頼シタル物件ノ運送料、保管料、蒐集料、配送料ハ普通貨金ノ二倍トス

第五條 料率ノ異ナル物件ヲ一括シタル手荷物ノ運送料、保管料及蒐集料、配送料ハ其料率ノ高キモノニ依リ之ヲ徵收ス

六 築港埋立地貨與規程

(續錄)

築港埠頭埋立地ニ關スル規程ノ概要ヲ摘記セバ左ノ如シ

一 貨貸期間ハ五箇年ヲ以テ壹期トス

一 賃借人ハ從來貳箇年以上市内ニ居住シ現ニ直接間接年額貳拾五圓以上ヲ納ムル者タルコト

前項ノ資格ナキ者ハ同一資格アル者ヲシテ保證人ヲラスムヘシ

一 公益上其他ニ故障無シト認メタル場合ハ賃借地全部若クハ一部ヲ轉賃又ハ賃借權ノ讓渡ヲ許可スルコトアルベシ

一 左記ノ場合ハ期限内ト雖賃借地ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムヘシ
△賃借人契約ニ違背シタルトキ、△賃借人六箇月以上土地ヲ使用セザルトキ、△一箇年以上土地ノ物件ヲ使用セザルトキ、△本市ニ於テ返還セシムルノ必要アルトキ

一 本市ニ於テ賃貸シタル埋立地ヲ賃却スル場合ハ賣却ノ際現ニ賃借セル者ヲシテ先買ノ權利ヲ有セシム

一 賃貸土地等級ハ下記ノ通り

一 等 一箇月一坪賃貸料金六錢以上 (三條通四丁目、四條通四丁目、五條通二丁目及三丁目)

二 等 一箇月一坪賃貸料金五錢以上 (三條通三丁目、一條通二丁目、二條通四丁目、四條通三丁目)

三 等 一箇月一坪賃貸料金四錢以上 (三條通二丁目、二條通三丁目、四條通二丁目ノ内一、一三、一五、一七、一九、二一、二三番地)

四 等 一箇月一坪賃貸料金參錢以上 (三條通一丁目、二條通二丁目)

五 等 一箇月一坪賃貸料金貳錢以上 (二條通一丁目)

一 櫻島町地先埋立地ハ當分ノ内一ヶ月一坪ニ付金五錢以上拾錢以内ノ賃貸料ヲ徵收ス

一 左記各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ特ニ地位等級表ニ掲グル賃貸料ノ半額以上ヲ以テ賃貸スルコトアルベシ

一、運送營業者 二、運送取扱營業者 三、倉庫營業者 四、資本金拂込額五拾萬圓以上ノ銀行營業者 五、假置場ノ特許ヲ受ケタル者

七 水路取締規則

第一章

第一條 本則ニ於テ水路ト稱スルハ河川運河及港灣ヲ謂フ

第二條 水路ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁ズ

一 水制、測量標、量水標、檢潮標、檢潮器、水道取水塔、水管橋、瓦斯管橋、電纜橋及其ノ保護杭ニ舟筏ヲ繫留シ又ハ之ニ障害ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲スコト

二 他船ニ引曳セラル、舟筏ノ操舵ヲ忽ニスルコト

三 「テント」ウ、船劍先船三十石船其他之ニ類スル船若クハ長二十尺以上ノ筏ヲ船夫又ハ筏夫一人ニテ運航スルコト

四 船体不相當ト認ムヘキ重量物件ヲ搭載航行スルコト

五 舟筏竹木等ノ繫留ヲ忽ニスルコト

六 土砂瓦石炭塵穀芥木片等ヲ投棄スルコト

七 他ノ舟筏等ニ遮口類ヲ釣シテ運航スルコト

- 八 大阪市堺市ニ在リテハ許可外ノ場所ニ於テ游泳ヲ爲スコト
- 九 安治川筋木津川筋港ニ於テハ本則ノ指定シタル場所外ニ船舶ヲ碇泊スルコト
- 十 碇泊船舶ニ故ナク看守人ヲ置カサルコト但シ輕便トテトウシ船其ノ他ニ類スル小形船ハ此ノ限リニアラス
- 十一 入津料取立所渡船場巡船場寄船場汽船場泊船場共同物揚場ノ附近ニ舟筏其ノ他ノ物件ヲ繫留スルコト
- 第三條 水路ニ於テ左ノ事項ヲ爲サントスルキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一 假足場日覆又ハ構蓋ヲ設ケ其ノ他一時水路ヲ使用セムトスルトキ
 - 二 神輿渡御又ハ川施願鬼ノ類ヲ執行セムトスルトキ
 - 三 積石數二百石以上總噸數二十噸以上船舶ヲ上架又ハ進水セムトスルトキ
 - 四 積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船舶ヲ解船修繕修繕修繕等ノ爲メ五日以上繫留セムトスルトキ、筏ニ付亦同シ
 - 五 多乘ヲ會シ遊艇遊艇ヲ爲サントスルトキ
 - 六 淀川筋天滿橋上流ニ於テ長六十尺幅六尺以上其他大阪市内ノ河川ニ於テ長四十五尺幅六尺以上ノ筏又ハ操業自由ナラサル物件ヲ運航セムトスルトキ
 - 七 舟筏其ノ他ノ物件ヲ運航シ又ハ之ヲ引曳セムトスルトキ
 - 八 火藥類搭載船舶ヲ碇泊セムトスルトキ
- 第四條 水路使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ區域期間及使用者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ請賜キ場所ニ建設スヘシ但シ一時使用ノモノハ此ノ限リニ在ラス
- 第五條 運航中ニ非サル筏ニハ所有者若ハ占有者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ請賜キ箇所ニ掲クヘシ
- 第六條 船舶ノ航法ハ左ノ規定ニ遵フヘシ
 - 一 航路及浮筋ニ於テハ其右側ヲ航行スヘシ
 - 二 航路及浮筋ニ於テハ他船ト並行スヘカラス
 - 三 航路及浮筋ニ於テ行進フトキハ互ニ右方ニ避クヘシ若シ之ニ依リ難キ場合ハ上リ船ニ於テ避讓スヘシ
 - 四 航路及浮筋ヲ横切ラムトスル船舶ハ上リ船又下リ船ニ對シ避讓スヘシ
 - 五 汽艇發動機艇艇其他機艇ヲ以テ航行スル船舶ハ汽船及帆船ニ對シ避讓スヘシ
 - 六 航路ノ屈角埠頭棧橋又ハ碇泊船ニ接シ回航スルトキハ之ヲ右舷ニ見テ航行スルモノハ小艇ヲ爲シ左舷ニ見テ航行スルモノハ大艇ヲ爲スヘシ
- 第七條 船舶ハ海上衝突防禦法其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除ク外溢リニ汽笛汽角又ハ號ヲ吹鳴スヘカラス
- 第八條 汽船ハ他船ニ危害ヲ加ヘサル程度ノ速力ニ於テ通行シ特ニ總噸數四十噸以上ノモノハ安治川筋第二區第三區木津川筋第二區内ニ於テハ舵効ヲ失セサル程度ニ於テ徐行スヘシ
- 第九條 航行中ハ見張ヲ嚴密ニシ若シ帆ヲ揚ケ又ハ積荷高キ等ノ爲前路ヲ見透シ難キトキハ船首ニ見張人ヲ置クヘシ
- 第十條 船舶ハ錨ヲ船胸ニ垂下スヘカラス船舶航行中ハ投錨準備トシテ左舷錨ヲ水面以下ニ垂下シ置クヘシ
- 第十一條 積石數百噸以上ノ汽船川筋航行中ハ必要ニ應ジテ投入シ得ル錨中錨以上ノ錨ヲ船尾ニ準備シ置クヘシ
- 第十二條 船舶航行中ハ海上衝突防禦法第十條ニ規定セル白燈ヲ船尾ニ掲クヘシ但シ同法第七條乃至第九條ノ船舶ハ白燈ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

海上衝突防禦法第七條第三號第四號ニ該當スル船舶航行中ハ同條第三號ニ規定セル燈火ヲ其ノ前方ニ掲クヘシ

第十三條 碇泊船ハ海上衝突防禦法第十一條ニ規定セル碇泊燈ヲ表出スヘシ但シ輕便トテトウシ船其ノ他小形ノ船舶ハ航路ニ面シタルモノヲ除ク外之ニ依ラサルコトヲ得

第十四條 川筋ニ於テ回轉中ノ積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船舶ハ最難易キ場所ニ晝間ハ萬國信號旗ヲ夜間ハ前橋ノ頂部ニ紅燈一個ヲ掲クヘシ

第十五條 船舶ノ點燈信號及航行ニ關シテハ前各條ノ外海上衝突防禦法ニ依ルヘシ

第十六條 舟筏運航上障害若ハ危險ノ虞アル場所ニ膠砂、沈没、顛覆シタル船舶、其ノ他ノ物件ハ所有者又ハ占有者ニ於テ速ニ之ヲ除却スヘシ

第十七條 船夫及筏夫ハ年齢十八年以上ニシテ身體強壯ノ者タルヲ要ス

第十八條 警察官吏ニ於テ危害又ハ交通上ニ關シテ必要アリト認ムルトキハ隨時其ノ處置ニ付指示又ハ命令スルコトアルヘシ

第十九條 大阪市堺市及其ノ接續町村ニ於テハ水路ニ陸ニテ屋根、物干、窓、手摺等ニ礙礙其ノ他見苦敷物品ヲ懸ケ置クヘカラス

第二十條 本則ニ依ル願届ハ大阪市及其ノ接續町村ニ在リテハ水上警察官署其ノ他ニ在リテハ沿岸地所轄警察官署ニ差出スヘシ

第二章 大阪 阪 港

第二十一條 大阪港内ヲ内港外港ニ區別ス

内港ハ築港内ノ海面 外港ハ開港外ニ定メタル大阪港ノ區域ヨリ築港内ヲ除キタル海面

第二十二條 内港ヲ左ノ二區ニ區別ス

第一區 築港關門口ヨリ内方一千間ノ地點迄 第二區 第一區ヲ除キタル海面

第二十三條 内港ニ出入スル航路ハ關門口兩燈臺ヨリ真方位北六十五度東南六十五度西ニ走ル二並行線内トシ航路ノ延長ハ防波堤外ニ於テハ該燈臺ヨリ五百間防波堤内ニ於テハ第一區境界線迄トス

安治川筋ニ出入スル船舶ハ内港第一區航路ノ南終點ヨリ其方位北四十二度四十五分東ニ八百十六間更ニ其點ヨリ北五十度十分東ニ三百十三間全航路ノ北終點ヨリ其方位北四十八度東ニ七百五十四間更ニ其點ヨリ北五十二度東ニ三百二十間ノ二線トス

第二十四條 内港第一區中關門口ヨリ航路ニ沿ヒ北側三百間以内ハ燃焼シ易キ物件ヲ其南側三百間以内ハ傳染病患者ヲ搭載スル船舶ノ碇泊所トシ殘餘ノ區域ハ帆船ノ假泊所トス

内港第二區ハ汽船及帆船ノ碇泊所トス但シ總噸數三百噸未満ノ船舶ハ陸岸ニ接近シテ碇泊スヘシ

第三章 安 治 川 筋

第二十五條 安治川筋ノ區域ハ安治川口(櫻島運河入口)天保山燈臺トテ連結シタル一線ヨリ上流春日出橋端建橋及船津橋迄ノ間トシ左ノ三區ニ區別ス

第一區 官設鐵道線船溜口北岸ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線ト安治川口迄ノ間 第二區 通川中心ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線及春日出橋ト第一區境界迄ノ間

第三區 端建橋及船津橋ヨリ第二區境界線迄ノ間

第二十六條 安治川筋ニ於ケル航路ハ浮筋ノ中央ヨリ左右ハ各十間トス

第二十七條 安治川筋第一區ハ空船荷役未定船休航船修繕船及燒燬シ易キ物件ヲ搭載シタル船舶ノ碇泊所トス但棧橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限リニアラス

安治川筋第二區ハ前項以外ノ各種船舶ノ碇泊所トス

安治川筋第三區ハ洋航汽船及稅關手續未済貨物搭載船ノ碇泊所トス但曳船汽船汽艇及輕船ハ安治川橋上流北岸ニ碇泊スルコトヲ得

第二十八條 安治川筋ニ於テハ筏ヲ運搬スヘカラス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第二十九條 安治川筋第二區第三區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス、但第二區ニ於テハマントウ船類先船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限ニアラス
 第三十條 木津川筋ノ區域ハ木津川口浮標ノ西端ヨリ上流日吉橋及千代崎橋迄ノ間トシ左ノ二區ニ區別ス
 第一區 中口町南端ヨリ木津川口浮標ノ西端迄ノ間 第二區 第一區ニ屬セサル區域
 第三十一條 木津川筋ニ於ケル航路ハ浮標ノ中央ヨリ左右ヘ各七間トス
 第三十二條 木津川筋第一區ハ空船荷役未定休航修繕船及燒燬シタル船舶ヲ搭載シタル船舶ノ碇泊所トス但シ棧橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
 木津川筋第二區ハ前項以外ノ各種船舶ノ碇泊所トス
 第三十三條 木津川筋第二區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス
 第三十四條 第三條第八條第六條第八條及第九條ニ違背シタル者及第十六條第一項ノ除却ヲ怠リタル者ハ三十日未満ノ拘留又ハ二十日未満ノ科料ニ處ス
 第三十五條 第二條第一號乃至第七號第九號乃至第十一號第三條第一號乃至第七號第四條第五條第七條第十條第一項第二十八條第二十九條第三十三條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五日以下ノ科料ニ處ス
 第三十六條 第二條第八號第九號ニ違背シタル者ハ十日以下ノ科料ニ處ス
 第三十七條 前三條ノ科料ニ關スル罰則ハ法人ニ在リテハ其代表者犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

八 汽船航運營業取締規則

(明治三十四年九月大阪府令第百十四號)

第一條 本則ニ於テ汽船ト稱スルハ蒸氣ヲ用フルト否トニ拘ラズ機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船舶ヲ謂フ
 第二條 汽船航運營業ヲ爲サントスル者ハ船舶検査證書若クハ船隻札ノ體本及附錄様式ノ明細書ヲ添ヘ届出ヘシ
 又ハ營業ノ方法ヲ變更セントスルトキハ亦同シ
 第三條 營業者ニシテ營業所在地ニ居住セサル者ハ營業所ニ居住スル代理者ヲ定メ双方連署シ届出ヘシ
 第四條 荷客ノ運賃ハ貨物ノ種類客室ノ等級ニ據リ之ヲ定メ届出ヘシ變更セントスルトキハ亦同シ
 運賃額ハ營業所及乗船券賣捌所ニ揭示シ置クヘシ
 第五條 運賃ヲ受領シタル乗客ニハ乗船券ヲ交付スヘシ
 乗船券ニハ發着地船各客室ノ等級及運賃額ヲ記載シ番號ヲ附ス
 第六條 船舶ノ各客室ニ等級及旅客ノ定員ヲ揭示スヘシ
 定員ハ船舶検査法ノ適用ヲ受ケサル船舶ニアリテハ五歳以上十二歳未満ノ者ハ二人五歳未満ノ者ハ四人ヲ以テ一人ニ計算スル事ヲ得
 第七條 荷客搭載ニ關シテハ左ノ規定ニ從フヘシ
 一 旅客ノ住所身分職業氏名年齢ヲ記録シ營業所ニ備ヘ置キ六ヶ月間之レヲ保存スヘシ
 二 火藥發火性及引火性ノ物品ヲ搭載セントスルトキハ其品名數量積込及陸揚地ヲ届出火藥類ハ附錄様式ノ標旗其他ノ品ハ品名ヲ表記シ且危險物ト朱書シタル標札

ヲ掲クヘシ但時宜ニ依リ搭載ヲ禁止スル事アルヘシ

三 汚汁又ハ惡臭ヲ發スル物品ハ客室及其附近ニ置クヘカラス

四 船内ノ通路ニハ器具貨物ヲ置クヘカラス

第八條 船客ノ搭載及陸揚ハ明細書ニ記載アル場所ニ限ルヘシ但臨時沖出シ又ハ積取ヲ爲ストキハ此限ニアラス此場合ニ於テハ豫メ届出ヘシ

第九條 汽船ヲ出航セントスルトキハ其出航時間ヲ記載シ披露時ヨリ二時間前ニ届出ヘシ變更セントスルトキハ亦同シ但入航ノ即日航スルモノハ其届出ノ時間ヲ一時

間前ニ減縮スル事ヲ得

回航又ハ他船ヲ以テ代航シ若クハ入航前一時間以内ニ出航セントスルトキハ披露前二届出ヘシ

第十條 河船航運ノトハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 運力ハ一時間三海里ノ割合ヲ超過スヘカラス但天滿橋上流ハ此限ニ非ス

二 水先案内人ヲ船首ニ置キ進路ニ注意セシムヘシ

三 信號ハ汽笛若クハ汽角又ハ此等ノモノト同一音響ヲ發スヘキモノヲ使用シ左ノ例ニヨリ發聲スヘシ

一 發聲	船	長聲一發	一 着	船	長聲二發	一 航行	長聲一發	一 曳船航行	長聲一發短聲二發
一 右舷避讓	短聲一發	一 左舷避讓	短聲二發	一 後進	短聲三發	一 乘越	長短各二發		
一 乘越應諾	長短聲各一發	一 乘越不應諾	短聲四發						

四 海上衝突豫防法ニ適用セサル河川ニ於テモ夜間ハ仍舊同法ノ規定ニ準據シ船燈ヲ點用スヘシ

五 曳船ノ航行スル河川及其繫曳船數ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

木津川筋	千代崎橋下流	尾無川筋	榎橋下流	淀川筋	安治川橋下流	中津川筋	春日出橋神島渡下流
------	--------	------	------	-----	--------	------	-----------

以上ノ各河川ニ於テ二百石積以上ノモノハ一艘百石積未滿ノモノハ二艘百石積未滿ノモノハ三艘以下(西洋形船舶ハ一艘ヲ以テ十石ト算シ)テントウ

船則先船三十石船類ハ船隻ヨリ船隻マテノ長サ八間以上ノモノハ百石積以上八間未滿ノモノハ百石積未滿トシ其他ノ間數船ハ六間以上ノモノハ百石積以上六間

未滿ノモノハ百石積未滿トス以下同シ)

淀川筋 雜波橋下流安治川橋上流 木津川筋 千代崎橋上流 中津川筋 春日出橋神島渡上流

以上各川ニ於テ百石積以上二百石積未滿ノモノハ一艘百石積未滿ノモノハ二艘以下淀川雜波橋ニ於テ百石以上二百石未滿ノモノハ三艘以下

六 曳船ノ曳綱ハ六間以上ニ延長スヘカラス

七 曳船ヲ解放シ又ハ停船セントスルトキハ他ノ舟船通航ノ妨害トナラサル場所ニ於テスヘシ

第十一條 旅客ヲ搭載スル汽船海上航行中ハ難破船救助ノ爲メニスルノ外荷客ヲ搭載セル他ノ船舶ヲ曳クヘカラス

第十二條 左ノ各號ニ該當スル事故アリタルトキハ最寄警察官署又ハ巡查派出所巡査駐在所ニ届出ヘシ但第三號ノ場合ニ於テハ之ヲ原狀ニ回復スル義務アルモノトス

一 旅客及乗組員中死傷者アリタルトキ

二 衝突坐落其他異變アリタルトキ

三 橋梁水制工測量水標護岸堤防根圍杭等毀損シタルトキ

第十三條 左ノ各號ノ行爲ヲ禁ス

一 營業所外ニ於テ乗船券ヲ賣捌クコト但特ニ認可ヲ受ケタル場所ハ此限ニアラス

二 每船各室ノ定員ニ超過シタル乗船券ヲ賣出スコト

- 三 乗船假切符ヲ使用スルコト
- 四 荷主又ハ旅客ニ對シテ定額外ノ貨錢ヲ請求スルコト
- 五 正當ノ理由ナク乗船ヲ拒ムコト
- 六 乗船ヲ勸ムル爲メ船名又ハ出船時間ヲ詐リ若クハ客引入テ使用スルコト
- 七 每船十分時以上ヲ經過セスシテ出航スルコト
- 八 他船ト速力ヲ競争スルコト
- 九 約東外ノ地ニ於テ強テ旅客ヲ上陸セシムルコト
- 十 荷主又ハ旅客ニ對シテ侮慢猥褻又ハ粗暴ノ言行アルコト
- 十一 船内ヲ不潔ニスルコト
- 十二 旅客ニ不潔ノ食器又ハ不真ノ飲食物ヲ供スルコト
- 十三 警察官署ニ於テ危害豫防若クハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルトキハ出航時間ノ伸縮船客積卸場ノ變更又ハ船体ノ使用停止若クハ其修繕ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十四條 警察官署ハ臨時營業所乗船券賣捌所及船檢査スルコトアルヘシ
- 第十五條 警察官署ハ臨時營業所乗船券賣捌所及船檢査スルコトアルヘシ
- 第十六條 廢業又ハ廢船シタルトキ若クハ船檢査證書船檢査札明細書ニ異動アリタルトキ三日以内ニ届出ツヘシ
- 第十七條 營業上家族代理人ノ所爲ニ付テハ行爲者及營業者、汽船乗組人ノ行爲ニ付キテハ行爲者及船長共ニ其責ニ任ス
- 第十八條 本則ニ定ムル願届ハ第一條第二項及第十二條ノ場合ヲ除ク外所轄水上警察署ニ差出スヘシ但第七條第二號及第九條ノ届書ハ全官署所屬ノ遞査派出所ニ差出スコトヲ得
- 第十九條 本則第二條乃至第十三條第十六條ニ違背シタルモノ若クハ第十五條ノ檢査ヲ拒ミタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス前項ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

- 第二十條 本則第七條第二號第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條ノ規定及第十八條ノ罰則ハ非營業ノ汽船ニ對シテモ亦之ヲ適用ス
- 第二十一條 汽船以外ノ船舶ヲ以テ航運營業ヲ爲ス者ニ對シテ航運ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ特ニ命シテ本則ノ幾部ヲ遵守セシムルコトアルヘシ
- 第二十二條 大阪市内ノ河川ヲ限リ航運營業ヲ爲ス場合ニ於テハ本則第七條第一號及第九條ヲ適用ス
- 第二十三條 本則施行前認可ヲ受ケタル營業者ハ本則第二條第二項ニ依リ許可ヲ得タルモノト看做ス

九 入 津 料 徵 收 規 則 (明治三十年二月府令第二十一號)

第一條 安治川木津川及尻無川ニ入津スル船舶ハ左ノ入津料ヲ徵收ス	日本形同數船	一噸ニ付 金貳 錢	三間船	全	金四 錢	四間船以上	全	金七 錢
二間船以下	一噸ニ付 金貳 錢	三間船	全	金四 錢	四間船以上	全	金七 錢	
日本形石數船	五十石以上	十石ニ付 金參 錢	百石以上	全	金五 錢	百五十石以上	全	金七 錢
二百石以上	全	金七錢五厘	三百石以上	全	金八 錢	四百石以上	全	金八錢五厘
五百石以上	全	金九錢五厘						

西洋形船

- 百噸未満 一噸ニ付 金五錢貳厘 百噸以上 全 金五錢七厘
- 第二條 入津料ハ其川筋所在ノ入津料取立所ヘ即納スヘシ入津ノ煩雜ナル船舶ノ所有者又ハ使用者ニ對シテハ壹圓同分以内ヲ取額ノ後納ト爲スコトヲ得
- 料金ヲ納付スル場合ニハ船檢査札又ハ國籍證書ヲ提示スヘシ
- 但シ前項ニ依リ後納スルモノハ此限リニ在ラス
- 第三條 入津料ヲ後納セントスルモノハ入津料取立所長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ當ル船舶ハ入津料ヲ免除ス
 - 一、官公署ノ使用中ニ係ルモノ
 - 二、船体修繕、試運轉又ハ海難ノ爲メ船体ニ破損ヲ受ケ航海ニ堪ヘスシテ入津スルモノ
 - 三、自家耕作用船
 - 四、遊船
 - 五、傳馬船「バツテラ」
- 本條第一號及第二號ニ該當スル船舶ハ入津ノ際所有者又ハ乗組者ヨリ其旨入津料取立所ヘ届出ヘシ
- 第五條 前條ノ届出ヲナサ、ルモノハ入津料ヲ徵收ス
- 第六條 入津料取立所長ハ入津料徵收ニ關シ國稅滯納處分ノ例ニヨリ處分スルコトヲ得

附 錄 終

大正四年十二月二十日印刷
大正四年十二月廿三日發行

大阪市役所港灣部

印刷者 石 西 豐 藏

大阪市北區中之島玉江町二丁目十一番地

印刷所 大石堂活版部

大阪市北區中之島玉江橋南へ入ル

電話土佐堀二九五番

142
12
75

終